

新型コロナウイルス感染症 に関する情報

市HP
「新型コロナウイルス
感染症」

ID 1004531



(1月18日現在)

熱が出た！

コロナ・インフル

同時流行 どうする？



この冬は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に加えて、季節性インフルエンザも流行し、より多数の発熱患者が同時に生じる可能性が懸念されています。

発熱してしまったらどうすれば良いのか、自分や家族を守るために、いざというときの行動を確認しておきましょう。

保健予防課 ☎ (626)1114

備えて安心

☑ かかりつけ医療機関の電話番号・診療時間をチェック

診療時間・発熱時の診察受け入れ状況や連絡先などを確認。

基礎疾患がある人は発熱時の対応を医師と相談しておきましょう。

☑ 自宅療養に備えて必要なものを準備

- ・解熱鎮痛薬
- ・経口補水液
- ・冷却シート
- ・消毒剤
- ・食料品
- ・体温計
- ・抗原検査キット
- ・ゴミ袋 など

発熱してしまったら ▶



ID 1023361

市HP

「発熱等の症状のある方の相談・受診の流れ」

相談できる医療機関がある

電話で受診の相談

発熱などの症状がある人は、まずは、かかりつけ医など最寄りの医療機関に、電話で受診の相談をしましょう。

抗原検査キットを持っている場合は、自宅で簡易検査をすることも考えましょう。



相談できる医療機関がない

受診・ワクチン相談センターに電話

かかりつけ医など、相談できる医療機関がない人は、受診・ワクチン相談センターに電話してください。受診可能な最寄りの診療・検査機関を案内します。

受診・ワクチン相談センター(県コールセンター)

☎0570(052)092

(土・日曜日、祝休日を含む毎日、24時間対応)

陽性になったら ▶



ID 1028726

市HP

「新型コロナウイルス陽性者の療養・待機期間」

■療養期間の目安

▼症状のある人 原則、発症日を0日目とし、7日間経過し、かつ症状が軽快後24時間を経過した場合には、8日目から解除可能。

▼症状のない人 原則、陽性と判定された検査の検体採取日を0日目とし、7日間経過した場合には8日目から解除可能。ただし、症状がないまま経過し、5日目に薬事承認された抗原検査キットで陰性を確認した場合は6日目から解除可能。症状が出た場合は、その時点から上記の「症状のある人」に準ずる。

■自宅療養中の健康観察

保健所への発生届対象外の軽症者などについては、原則として自己管理となります。

▼療養期間中は毎日2回、体温測定をするなど、

ご自身の健康状態の観察を行ってください。

▼療養期間中に体調が悪化した場合は、かかりつけ医や診断された医療機関に相談してください。相談できる医療機関がない場合は、下記にご連絡ください。

日中	とちぎ健康フォローアップセンター	☎0570(003)189 (午前8時30分～午後5時15分)
休日夜間	受診・ワクチン相談センター(県コールセンター)	☎0570(052)092 (土・日曜日、祝休日を含む毎日、24時間対応) 自動音声後ナビダイヤル3番を指定してください

新型コロナワクチン接種の情報

■オミクロン株対応ワクチンの接種を行っています
新型コロナワクチン3～5回目接種のいずれかにおいて、1人1回オミクロン株対応ワクチンでの接種が可能です。

市内医療機関では、ファイザー社の「オミクロン株対応ワクチン」を使用し、地区市民センターなどの集団接種では、主にモデルナ社の「オミクロン株対応ワクチン」を使用して接種を実施しています。

▼効果と安全性 感染予防や重症化予防の効果があります。副反応は、従来のワクチンと同程度です。

▼接種間隔 前回の接種完了から3カ月以上経過後。本市では、「2カ月半」を経過した人へ、毎週月曜日に順次、接種券を発送しています。

※オミクロン株対応ワクチンの接種は、1人1回であるため、すでに接種した人は、3カ月を経過しても接種券は発送されません。

■早めの接種をご検討ください

新型コロナワクチンを接種すると抗体値が上昇し、感染や重症化を予防することができます。希望する人は早めの接種をご検討ください。

ワクチン接種の予約は

予約WEBサイトURLから

▼その他 WEB予約の他、コールセンターでも予約を受け付けています。



▲予約WEBサイト

ワクチン接種の電話予約や問い合わせはこちらへ
宇都宮市新型コロナワクチン接種コールセンター

☎0120(611)287(通話料無料)

※お掛け間違いにご注意ください。

▼対応時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝休日を含む毎日)。



ワクチンに関して、
守ってほしい大切なこと

接種を受けることは任意であり、強制ではありません。職場や周りの人に接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしたりすることのないようお願いいたします。

新型コロナワクチンに関するQ&A

Q. なぜ、オミクロン株対応ワクチンの接種が必要なのですか？

A. オミクロン株による感染の流行が続く中、重症化予防はもとより、感染や発症を予防する目的で、オミクロン株対応ワクチンの接種が推奨されています。

Q. ワクチンは、「BA.1」と「BA4/5」の2種類がありますが、どちらを接種したほうがよいのですか？

A. どちらのワクチンも従来のワクチンを上回る効果があり、今後の変異株にも有効である可能性が期待されています。

このため、その時点で接種可能なオミクロン株対応ワクチンを接種するようお願いします。

Q. 新型コロナワクチンは、他のワクチンと同時に接種できるのですか？

A. 新型コロナワクチンと、インフルエンザワクチンは同時接種が可能です。

それ以外のワクチンについては、新型コロナワクチンとの同時接種はできません。どちらかのワクチン接種を受けてから2週間以上経過後に、もう1種類のワクチン接種が可能となります。

その他の新型コロナワクチン接種 Q&A(よくある質問と答え)は、市庁舎をご覧ください。

ID 1028434



▲市庁舎

各種支援制度の情報

適用期間が延長されました

接種証明書(国内用・海外用)がコンビニで取得できます ID 1027469

- 問 新型コロナワクチン接種実施本部 ☎(622) 1171
- ▼取得できるコンビニ 市内のセブンイレブン・ローソン・ミニストップ・ファミリーマート。
- ▼取得できる時間 午前6時30分～午後11時(土・日曜日、祝休日を含む毎日)。
- ▼費用 1部120円(接種証明書発行料金)。
- ▼持ち物 マイナンバーカード。
- ▼その他 海外用の「接種証明書」をコンビニで取得するためには、令和4年7月21日以降に、市の窓口かスマートフォンアプリであらかじめ海外用の「接種証明書」を取得している必要があります。詳しくは、市☎をご覧ください。

▲市☎

国民健康保険傷病手当金 ID 1023292

- 問 保険年金課 ☎(632) 2316
- ▼対象 国民健康保険に加入している被用者(会社などに勤め、給与収入のある人)のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した人、または発熱などの症状があり感染が疑われるため会社などを休み、給与収入が減少した人。
- ▼支給期間 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することのできない期間のうち、就労を予定していた日。
- ▼適用期間 令和5年3月31日までの間で、療養のため労務に服することができない期間。
- ▼申請期限 労務に服することができなくなった日の翌日から2年間。
- ▼その他 詳しくは、市☎をご覧ください。詳しくは、市☎をご覧ください。

▲市☎

申請はお済みですか? 申請期限は2月28日

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 ID 1029351 ID 1029471

問 子育て世帯生活支援特別給付金事務局 ひとり親世帯分☎(632) 2386、ひとり親世帯以外分☎(632) 2387

- ▼支給対象者・申請 右の表の通り。
- ▼対象児童 高校3年生(18歳になる年度)までの児童。ただし、特別児童扶養手当認定相当の児童の場合は20歳未満まで対象。
- ▼支給額 児童1人当たり5万円。
- ▼申請期限 令和5年2月28日(必着)。ただし、令和5年3月1日～4月1日生まれの児童は5月中旬を予定(ひとり親世帯以外分のみ)。
- ▼その他 詳しくは、市☎をご覧ください。



▲市☎
「ひとり親世帯分」



▲市☎
「ひとり親世帯以外分」

支給対象者	申請
ひとり親世帯分	
令和4年4月分の児童扶養手当を受給している人	不要
公的年金(遺族年金、障害年金、老齢年金など)を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人	必要
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人	
ひとり親世帯以外分	
令和4年度住民税均等割が非課税の人で、次のいずれかに該当する人 ▼令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当受給者 ▼児童手当(令和4年4月1日～令和5年4月1日生まれ)または特別児童扶養手当(令和4年5月分～令和5年3月分)の新規受給者	不要
平成16年4月2日～平成19年4月1日の間に出生した児童のみの養育者で、令和4年度住民税均等割が非課税の人	必要
新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変し、令和4年度住民税均等割が非課税である人と同様の事情にあると認められる人	

トピック

水道料金の基本料金を免除します

問 お客様受付センター ☎(633) 1300

ID 1029595

物価高騰などが継続している中、経済的な負担増に直面している市民や事業者を幅広く支援するため、水道料金の基本料金(2カ月分)を免除します。なお、原則、申請は不要です。

- ▼免除対象者 本市の上下水道局と水道使用の契約をしている人。
- ▼免除対象料金 水道料金のうち、基本料金の金額(水道料金の従量料金と下水道使用料は対象外)。
- ▼免除対象請求月 2月または3月請求分(1請求分)。
- ▼その他 詳しくは、市☎をご覧ください。



▲市☎

	1月	2月	3月	4月
奇数月 検針	●	免除 ○ △	毎月振替は 2月・3月に 分割して免除 △	
偶数月 検針		●	免除 ○ △	毎月振替は 3月・4月に 分割して免除 △

●: 検針 ○: 請求 △: 口座振替の毎月振替